

建設発生土に関する特記仕様書

- 1 建設発生土処理処分地選定については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例(平成 14 年福岡県条例第 27 号)に基づく県知事の認可又は福岡県土砂埋立て等による災害の防止に関する条例施行規則(平成 14 年福岡県規則第 50 号)別表第 1 に掲げる法令等の許可、認可その他これらに相当する行為を受けて土砂埋立て等を行う処分地から選定し、発注担当者は、土砂埋立て等の許可を有することを確認する。選定(決定)後は指定とする。
- 2 処分地の選定後は「建設発生土処分計画書」及び処分地までの経路図を、また、工事施工後は「建設発生土処分確認書」及び搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。
- 3 施工中に工事間流用等の有効利用が可能になった場合は、残土の運搬費、処分費を設計変更の対象とする。
- 4 その他詳細については、発注担当者と協議すること。

舗装版切断時に発生する濁水について

- 1 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- 2 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 4 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。

再利用の促進及び再生砂・改良土に関する特記仕様書

- 1 受注者は、建設副産物の現場内利用、再生資源の積極的活用に努め、特定建設資材廃物（コンクリート殻、アスファルト殻、木材）については分別を行い、再資源化施設に持込み再利用が促進されるようにしなければならない。また、建設発生土についても必要な情報収集・提供に努め、再利用を促進しなければならない。
- 2 埋め戻し材については、本工事において工事箇所での発生土が利用可能であるかを判断するため「発生土利用基準について」（国土交通省）に準じ、現場土砂を数箇所採取し土質試験（コーン指数試験）を実施するものとする。なお、現場土砂の箇所数及び採取位置については、発注担当者と協議し決定するものとする。

土質試験（コーン指数試験）が完了したら、速やかに土質試験報告書を発注者に提出し、現場発生土を使用するか否かの協議を行うものとする。
- 3 現場発生土が利用できない場合及び建設発生土等の工事間利用調整が可能でない場合は、埋め戻し材として別紙 2「再生資材の品質等について」を満たした改良土を利用すること。
- 4 塩ビ管の砂基礎及び塩ビ管周りの保護砂についても、工事間利用調整が可能でない場合は、別紙 2「再生資材の品質等について」を満たした改良土を利用すること。
- 5 現場発生土が利用可能な場合又は施工中に建設発生土等の工事間利用調整が可能になった場合は、埋め戻し材等の材料及び運搬費・処分費等を設計変更の対象とする。
- 6 改良土及び再生砂は、使用前には材料承認願いを提出し、承認を得て使用すること。また、工事完了時は材料出荷証明等、現場に搬入したことが確認できる書類を提出すること。

再生砂及び改良土の搬入時期及び使用量の関係等で入手困難な場合、その他やむを得ない事情があるときは発注者と協議すること。
- 7 その他詳細については、発注担当者と協議すること。

「再生資材の品質等について」

1 再生資材の品質基準及び環境基準

再生資材の品質及び環境基準については、以下の基準を満たすものとする。

(1) 品質基準

品質基準（表-1）

項目／再生資材	再 生 砂	改 良 土	備 考
最大粒径	13mm 以下	40mm 以下	
細粒分含有量	10%以下(ここで、細粒分とは $75\mu\text{m}$ 以下をいう。)	25%以下(ここで細粒分とは $75\mu\text{m}$ 以下をいう。)	
修正 CBR	20 以上	12 以上	
塩 分 量	乾燥重量の 0.1%以下	－	
13mm 以下の貝殻混入率	重量の 5%以下	－	

(2) 環境基準

土壌環境基準については、環境庁告示第 46 号を全て満たすものであること。

なお、セメント及びセメント系固化材を改良して使用してある再生砂等については、「セメント及びセメント系固化剤の六価クロム溶出試験の取扱」に準じた溶出試験において環境基準を満たすこと。

(3) 上記 (1) 及び (2) を証明する書類として、下記に定める公的試験機関において実施した 1 年以内の試験結果報告書を提出するものとする。

ア 品質基準

- (ア) (公財) 福岡県建設技術情報センター
- (イ) (一財) 建材試験センター
- (ウ) (一財) 日本品質保証機構
- (エ) (公社) 九州機械工業振興会
- (オ) 他県又は他市の直轄試験場、技術センター又は学校教育法に定める大学等

イ 環境基準

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定に基づく環境計量証明事業所の濃度の事業区分により県知事の登録を受けた事業所

2 再生資材施設について

再生資材施設については、公共事業であることから施設の設置及び運営について関連法令等を遵守している施設を選定すること。

建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに関する特記仕様書

1. 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めません。